



平成29年12月14日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



平成29年度貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度） **安全性優良事業所に 6,597 事業所を認定**

～認定事業所数は 24,482 事業所となり、全事業所の 28.9%に～

認定マーク『Gマーク』



“G”の由来は、
Good「良い」、Glory「繁栄」の
頭文字「G」を取ったものです。

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である公益社団法人全日本トラック協会は、12月14日、トラック運送事業者の交通安全対策等について、事業所単位における取り組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を『安全性優良事業所』として認定する「平成29年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の評価を決定し、新規・更新を合わせた申請事業所6,800事業所のうち、平成29年度安全性優良事業所として6,597事業所を認定しました。

認定事業所の内訳については、新規申請1,625事業所、初回更新2,021事業所、2回目更新1,631事業所、3回目更新1,310事業所、4回目更新10事業所（平成28年熊本地震に係る特例措置を受けた事業所のみ）の計6,597事業所となります。

これにより平成26年度、平成27年度及び平成28年度に認定した17,885事業所（12月14日現在、29年度の更新申請事業所を除く）と合わせて、「安全性優良事業所」は24,482事業所となりました。

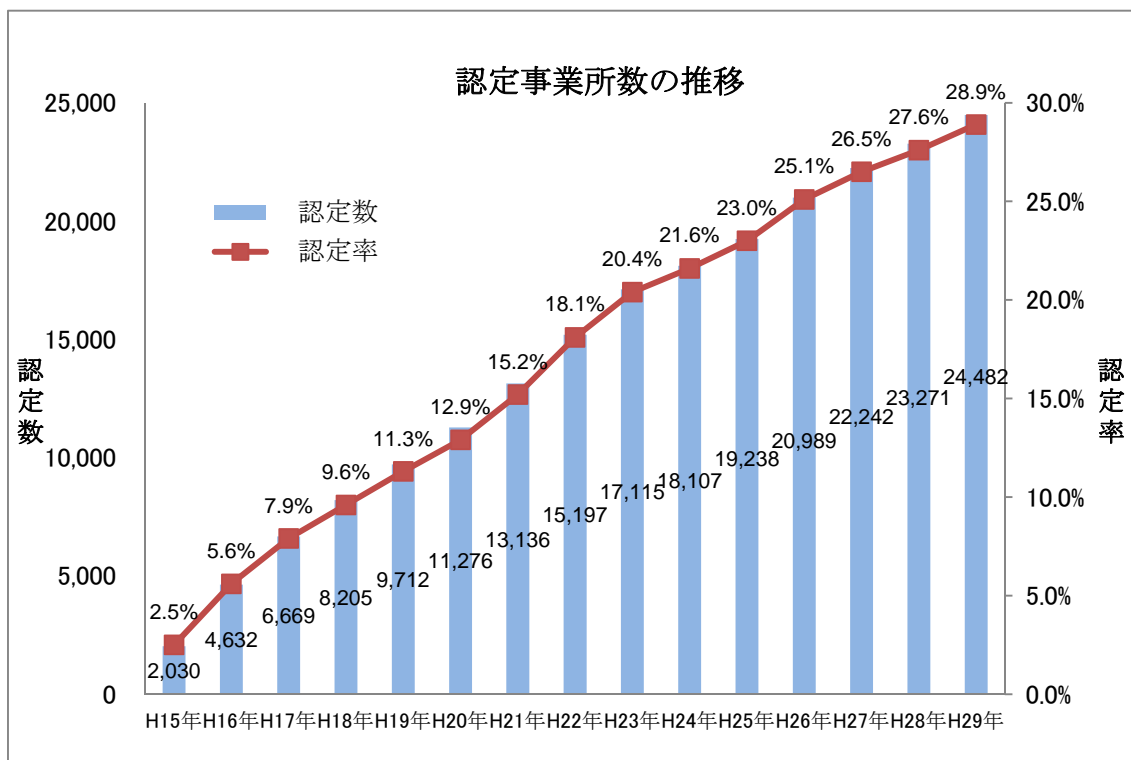
認定の有効期間は、平成30年1月1日から新規事業所は2年間、初回更新事業所は3年間、2回目及び3回目更新事業所は4年間、また、平成28年熊本地震に係る特例措置を受けた事業所は前年度に有効期間を1年間延長した分と相殺して1年間短縮した3年間となります。

今回の認定により、安全性優良事業所は全国のトラック運送事業所数84,604事業所（平成29年12月1日時点）の28.9%に相当し、トラック運送事業所の4分の1以上が安全性優良事業所となっています。

今後も引き続き認定事業所の一層の拡大に向けて、認定事業所のインセンティブの拡充、荷主団体等に対する認定事業所の利用促進、巡回指導時等における積極的な普及促進活動等に努めて参ります。

平成 29 年度貨物自動車運送事業安全性評価事業に係る認定の状況

	申請件数 (A)	取下げ件数 (B)	審査件数 (A-B) = (C)	認定件数 (D)	認定率 (D/C)
新規申請	1,728	13	1,715	1,625	94.8%
初回更新申請	2,062	7	2,055	2,021	98.3%
2回目更新申請	1,668	7	1,661	1,631	98.2%
3回目更新申請	1,332	6	1,326	1,310	98.8%
4回目更新申請	10	0	10	10	100.0%
合計	6,800	33	6,767	6,597	97.5%



【平成 29 年度貨物自動車安全性評価事業のスケジュール】

- ・ 4月17日(月) インターネットによる申請書類の頒布開始
- ・ 5月1日(月) 紙媒体による申請書類の頒布開始
- ・ 7月1日(土)～7月14日(金) 申請書類の受付(地方実施機関にて実施)
- ・ 12月14日(木) 安全性優良事業所の認定

貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）とは

利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性向上に対する意識を高めるため、事業者の安全性を正當に評価し、認定し、公表する制度であり、平成 15 年 7 月より開始。

認定を受けた事業所は認定証が授与されるとともに、認定マーク及び認定ステッカーを「安全性優良事業所」の証しとして使用することが認められ、「安全性優良事業所」であることを荷主企業や一般消費者等にアピールすることができます。

本件のお問い合わせ先 公益社団法人 全日本トラック協会

適正化事業部 ☎ 03-3354-1067(ﾀﾞｲヤルﾝ) / 総務部広報室 ☎ 03-3354-1029(ﾀﾞｲヤルﾝ)
ホームページ <http://www.jta.or.jp>

公益社団法人 全日本トラック協会の概要

- 1.所在地 東京都新宿区四谷三丁目2番5号
☎ 03-3354-1009(代)
- 2.設立 昭和29年7月(平成24年4月1日公益社団法人へ移行)
- 3.会長 坂本 克己(さかもと かつみ)
- 4.主たる事業
 - ①貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究
 - ②貨物自動車運送事業に関する統計の作成、資料の収集及びこれらの刊行
 - ③貨物自動車運送事業に関する意見の公表及び国会、行政庁等への申出
 - ④行政庁の行う貨物自動車運送事業法その他法令の施行の措置に対する協力
 - ⑤貨物自動車運送事業法に基づく全国貨物自動車運送適正化事業
 - ⑥貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策と宣伝、啓発
 - ⑦全国的規模において実施する共同利用施設の整備、基金の造成等貨物自動車運送事業の近代化・合理化のための事業
 - ⑧事業用資材ならびに運営資金のあっ旋
 - ⑨前各号に掲げる事業を行うため必要な研究、講演、講習会等の開催
 - ⑩会員相互の連絡協調を図る施策
 - ⑪その他この法人の目的を達成するために必要な事業

貨物自動車運送適正化事業実施機関について

トラック運送事業は、国民生活や産業活動のなかで貨物輸送を担う重要な役割を果たしており、公共性の高い事業です。そのため、事業を経営するためには貨物自動車運送事業法に基づいて所定の要件を整えて、国土交通大臣の許可を得なければなりません。

この法律が施行された平成2年12月には、法施行と同時に、トラック運送事業が健全に発展し、公共の福祉を増進するために、トラック運送事業者の法律の遵守等について指導を行う適正化事業を推進する「貨物自動車運送適正化事業実施機関」が創設されました。

国土交通大臣が全国適正化事業実施機関に指定

貨物自動車運送事業法第38条により「地方適正化事業実施機関」は都道府県単位で、地方運輸局長公示により各都道府県トラック協会が指定され、また、地方適正化事業を円滑に実施するための組織体制や指導重点項目などを定める「全国適正化事業実施機関」には、同法第43条により国土交通省告示で全日本トラック協会が指定されています。

平成15年4月1日からは、改正貨物自動車運送事業法が施行されましたが、適正化事業実施機関は、関係行政と連携してトラック運送事業の適正化に取り組んでいます。